

2023年5月22日現在

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

【改正表】

2023年 税理士受験対策シリーズ 相続税法 理論サブノート

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

該当書籍

2023年 税理士受験対策シリーズ

相続税法 理論サブノート (2022年8月12日 第22版発行)

ISBN 978-4-86486-940-9 C1034

改訂内容

改訂頁	改訂箇所
P. 42～44 問題3-5	別紙に差替えてください。
P. 46～48 問題3-6	別紙に差替えてください。

※ 本文中の下線部分が改訂箇所となります。

課税価格

問題 3-5 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

〔1〕 適用要件 (措法70の2の2①) ★★

令和8年3月31日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において30歳未満の者に限る。）が、次のいずれかに該当する場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分については、贈与税の課税価格に算入しない。

ただし、その個人の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合
- (2) その直系尊属からの贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等において預金又は貯金として預入をした場合
- (3) 教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者において有価証券を購入した場合

〔2〕 書類の提出 (措法70の2の2③、⑨) ★★

(1) 教育資金非課税申告書の提出

〔1〕の規定は、受贈者が教育資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(2) 領収書等の提出

〔1〕の規定の適用を受ける受贈者は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければならない。

- ① 教育資金の支払に充てた金額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合
…支払年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の場合…支払年月日の属する年の翌年3月15日

〔3〕 適用除外 (措法70の2の2⑥) ★

教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（〔6〕(1)⑤に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、教育資金非課税申告書に〔1〕の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,500万円を超えるものである場合その他一定の場合には、取扱金融機関は、これらの申告書を受取することができない。

〔4〕 追加適用 (措法70の2の2④) ★

受贈者（30歳未満の者に限る。）が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（その教育資金非課税申告書に記載された金額が1,500万円に満たない場合に限る。）において、その教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、その受贈者が新たに信託受益権を取得、預金又は貯金として預入、有価証券を購入したときは、その受贈者は、追加教育資金非課税申告書を〔2〕(1)に係る申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日等までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、〔1〕の規定の適用を受けることができる。

ただし、その受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

〔5〕 贈与者が死亡した場合 (措法70の2の2⑩、⑬) ★★

(1) 内 容

贈与者（教育資金管理契約に基づくその受贈者の直系尊属をいう。）が教育資金管理契約に基づき信託をした日、預金若しくは貯金をするための贈与をした日又は有価証券の購入をするための贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、次に定めるところによる。

- ① 受贈者については、贈与者が死亡した日における非課税拠出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。
- ② 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定は適用しない。

(2) 適用除外

(1)の規定は、贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合には適用しない。

ただし、その贈与者から相続又は遺贈（その贈与者からの相続時精算課税に係る贈与を含む。）により財産を取得した全ての者に係る(1)①の規定の適用がないものとした場合における相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、この限りでない。

〔6〕 契約終了時 （措法70の2の2⑩、⑰、⑱） ★★

(1) 契約の終了事由及び終了日

教育資金管理契約は、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

- ① 受贈者が30歳に達したこと（その受贈者が30歳に達した日において学校等に在学している場合又は教育訓練を受けている場合を除く。）…受贈者が30歳に達した日
- ② 受贈者（30歳以上の者に限る。③において同じ。）がその年中のいずれかの日において学校等に在学した日又は教育訓練を受けた日があることを取扱金融機関の営業所等に届け出なかったこと…その年の12月31日
- ③ 受贈者が40歳に達したこと…受贈者が40歳に達した日
- ④ 受贈者が死亡したこと…受贈者が死亡した日
- ⑤ 次に掲げる場合において、受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったこと…教育資金管理契約がその合意に基づき終了する日
 - (イ) 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合
 - (ロ) 教育資金管理契約に係る預金又は貯金の額が零となった場合
 - (ハ) 教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合

(2) 控除残額の課税

(1) (④を除く。)に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額（〔5〕(1)により相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額を含む。以下同じ。）を控除した残額があるときは、その残額については、一般贈与財産とみなし、受贈者の(1) (④を除く。)に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

(3) 控除残額の非課税

(1)④に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

課税価格

問題 3-6 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税

〔1〕 適用要件 (措法70の2の3①) ★★

令和7年3月31日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において18歳以上50歳未満の者に限る。）が、次のいずれかに該当する場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額（既にこの規定の適用を受けた部分の価額を控除した残額）に相当する部分については、贈与税の課税価格に算入しない。

ただし、その個人の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

- (1) その直系尊属と信託会社との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合
- (2) その直系尊属からの贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等において預金又は貯金として預入をした場合
- (3) 結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者において有価証券を購入した場合

〔2〕 書類の提出 (措法70の2の3③、⑨) ★★

(1) 結婚・子育て資金非課税申告書の提出

〔1〕の規定は、受贈者が結婚・子育て資金非課税申告書を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(2) 領収書等の提出

〔1〕の規定の適用を受ける受贈者は、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める日までに、結婚・子育て資金の支払に充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければならない。

- ① 結婚・子育て資金の支払に充てた金額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合…支払年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の場合…支払年月日の属する年の翌年3月15日

〔3〕 適用除外 (措法70の2の3⑥) ★

結婚・子育て資金非課税申告書は、受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（〔6〕(1)③に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、結婚・子育て資金非課税申告書に〔1〕の規定の適用を受けるものとして記載された金額が1,000万円を超えるものである場合その他一定の場合には、取扱金融機関は、これらの申告書を受受することができない。

〔4〕 追加適用 (措法70の2の3④) ★

受贈者が既に結婚・子育て資金非課税申告書を提出している場合（その結婚・子育て資金非課税申告書に記載された金額が1,000万円に満たない場合に限る。）において、その結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づき、その受贈者が新たに信託受益権を取得、預金又は貯金として預入、有価証券を購入したときは、その受贈者は、追加結婚・子育て資金非課税申告書を〔2〕(1)に係る申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日等までに、納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、〔1〕の規定の適用を受けることができる。

ただし、その受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、この限りでない。

〔5〕 贈与者が死亡した場合 (措法70の2の3⑩) ★★

贈与者（結婚・子育て資金管理契約に基づくその受贈者の直系尊属をいう。）が結婚・子育て資金管理契約に基づき信託をした日、預金若しくは貯金をするための贈与をした日又は有価証券の購入をするための贈与をした日からこれらの結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に死亡した場合には、次に定めるところによる。

- (1) 受贈者については、贈与者が死亡した日における非課税抛出現額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支出する費用については、300万円を限度とする。以下同じ。）を控除した残額（以下「管理残額」という。）を贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなす。
- (2) 贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者については、生前贈与加算の規定は適用しない。

〔6〕 契約終了時 (措法70の2の3⑬、⑭、⑮) ★★

(1) 契約の終了事由及び終了日

結婚・子育て資金管理契約は、次に掲げる事由の区分に応じそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

- ① 受贈者が50歳に達したこと…受贈者が50歳に達した日
- ② 受贈者が死亡したこと…受贈者が死亡した日
- ③ 次に掲げる場合において、受贈者と取扱金融機関との間でこれらの結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと…結婚・子育て資金管理契約がその合意に基づき終了する日
 - (イ) 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合
 - (ロ) 結婚・子育て資金管理契約に係る預金又は貯金の額が零となった場合
 - (ハ) 結婚・子育て資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合

(2) 控除残額の課税

(1)①又は③に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額(〔5〕(1)により相続又は遺贈により取得したものとみなされた管理残額を含む。以下同じ。)を控除した残額があるときは、その残額については、一般贈与財産とみなし、受贈者の(1)①又は③に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

(3) 控除残額の非課税

(1)②に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、結婚・子育て資金管理契約に係る非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。